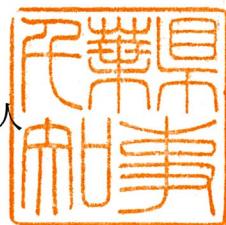


環第1571号

令和6年3月15日

松戸市長 本郷谷 健次 様

千葉県知事 熊谷俊人



(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について(通知)

令和5年10月11日付け松環清第56号で送付のあったことについて、千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第26号）第41条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第10条第1項の規定による環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり通知します。

【担当】

千葉県環境生活部環境政策課

環境影響評価・指導班

TEL: 043-223-4138

FAX: 043-222-8044

(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、松戸市内で発生する一般廃棄物の処理を行う和名ヶ谷クリーンセンター（以下「現施設」という。）の老朽化に伴い、同市の別の場所にある都市計画対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）において、令和2年に稼働を停止した旧施設を解体し、その跡地に新たな廃棄物焼却等施設（以下「本計画施設」という。）を設置する計画である。なお、本計画施設の稼働に伴い、現施設は稼働を停止する。

本計画施設の廃棄物処理方式は、ごみ焼却方式又はガス化溶融方式を候補とし、令和6年度中に決定するとしており、1日当たりの処理能力は402トン（134トン×3炉）を予定している。

事業区域は、柏市及び鎌ヶ谷市との市境に程近い松戸市東部の住居が密集する地域に位置し、事業区域の近傍には、学校、福祉施設や保育施設等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が多数存在しており、大気質、騒音及び悪臭等について周辺環境への十分な配慮が必要である。

事業区域内のクリーンセンター公園（以下「センター公園」という。）は、植物の生育基盤が乏しい周辺環境において、多くの木々が生育し、人が自然と触れ合える貴重な緑地である。事業の実施により、緑地が改変・縮小されることによる生態系への影響や人と自然との触れ合いの活動の場等への影響が懸念される。また、事業区域周辺には森林が点在し、ツミやオオタカ等の希少猛禽類の繁殖が確認されている。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、下記の事項について所要の措置を講ずることにより、環境影響評価を適切に実施するとともに、本事業による影響をできる限り回避又は低減する必要がある。

記

1 事業計画

(1) 事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な最良の技術の導入により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減などを図り、環境影響をできる限り回避又は低減すること。

(2) 松戸市では、「松戸市みどりの基本計画」（2022年4月）において、公共施設の整備にあわせ、グリーンインフラの視点による質の高いみどりの創出に努める等の方針を掲げている。よって、事業計画の検討は、センター公園の整備と一体的に行い、緑被率を確保するだけでなく、人が自然と触れ合える貴重な緑地であるセンター公園の特性が保たれるよう、公園利用者や専門家等への意見聴取により、緑地の保全又は創出に努め、改変・縮小による環境影響をできる限り回避又は低減すること。

## 2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### (1) 全般的事項

ア 方法書に記載した環境影響評価の項目及び手法について、処理方式の決定に伴い変更する必要がある場合には、適切に見直すこと。

イ 予測を行う段階で処理方式が決定されていない場合には、環境影響が最大となる条件を用いること。

### (2) 大気質及び悪臭

ア 事業区域が周辺の地盤より低いことや、周辺の標高が方向によって異なることを踏まえ、発生源と予測地点との標高差を考慮した予測及び評価を行うこと。また、周辺に高層住居等が存在し、当該位置が最大着地濃度地点よりも発生源に近い場合、予測地点とされている高さ地上1.5メートルより高い位置で高濃度となるおそれがあることから、鉛直方向を考慮した予測及び評価を行うこと。

イ 大気質並びに気象の状況に係る文献調査について、事業区域から約2キロメートルに位置する柏市南増尾一般環境大気測定局の測定結果も用いること。

ウ 施設の稼働による悪臭について、休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう脱臭装置で処理する計画であるが、定常状態とは処理方法が異なることから、予測対象時期に休炉時を加え、予測及び評価を行うこと。

エ 施設の稼働による悪臭について、柏市では、特定悪臭物質濃度による規制を行っていることを踏まえ、同市内においては、当該濃度についても、調査、予測及び評価を行うこと。

#### (3) 騒音及び超低周波音

ア 施設の稼働による超低周波音に係る調査地域について、騒音と同様に事業区域から概ね100メートルまでの範囲とされているが、一般に超低周波音は距離減衰が小さく、より遠距離の住居等への影響が懸念されることから、適切に設定した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

イ 工事の実施及び施設の稼働による影響について、事業区域が周辺の地盤より低いこと等を踏まえ、音源の位置及び高さ並びに遮蔽物の有無等を考慮し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

#### (4) 土壤

土壤汚染に係る調査地点について、地歴調査により旧施設稼働時の土地の利用履歴を十分に把握し、その結果を踏まえ、より土壤汚染のおそれの大きい箇所に設定すること。

#### (5) 温室効果ガス等

本計画施設の稼働に係る予測結果と現施設の稼働時における温室効果ガス排出量の比較による評価もを行うこと。